

審査方法及び採点について（案）

堺市立東・西・梅・美原文化会館の指定管理者候補者の選定に際しては、当委員会において、応募団体の事業計画書（企画提案書）について、評価項目に関する書類審査及び面接審査を行い、当該団体が指定管理者としてふさわしいかを決定する。

1 選定方法について

- (1) 応募書類による書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。
- (2) 点数は、「100点満点／人×委員長を除く出席委員数＝満点」とする。
(例：出席委員が4人の場合、満点が400点となる。)
- (3) 委員長を除く出席委員全員の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、指定管理者候補者として適格者なしとする。
- (4) 最上位の団体が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その合計が最上位の団体を候補者と決定する。

それでもなお、最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の審査項目表中の優先順位の順に、各採点委員の合計点を比較し、その合計点を比較して、最上位の団体を候補者と決定する。

また、得点が次順位の団体を次点の候補者とし、基本協定締結の日までに選定された候補者との協議が不調となった場合及び欠格事項に該当した場合は、次点の団体を候補者とする。

優先順位	審査項目
第1位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第3位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第4位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第5位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第6位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第7位	(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

- (5) これらの選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

2 採点を行う上での趣旨について

採点者は、自らが当該施設の利用者であるという観点から、審査表の全ての項目について採点を行う。

3 採点を行う上での目安について

採点は、評価の目安として以下のような段階に分類し、評価を行う。

配点基準	4点 満点	5点 満点	6点 満点	7点 満点	8点 満点	10点 満点	15点 満点
特に優れている (高度な能力を有している)	4点	5点	6点	6～ 7点	8点	9～ 10点	13～ 15点
優れている (十分な能力を有している)	3点	4点	5点	5点	6～ 7点	7～ 8点	10～ 12点
普通 (一応の能力を有している)	2点	3点	3～ 4点	4点	4～ 5点	5～ 6点	7～ 9点
多少不十分 (多少能力が乏しい)	1点	2点	2点	3点	2～ 3点	3～ 4点	4～ 6点
不十分 (能力が乏しい)		1点	1点	1～ 2点	1点	1～ 2点	1～ 3点
劣っている (能力がない)	0点	0点	0点	0点	0点	0点	0点

4 審査から採点までの流れ

(1) 書類審査 (20分程度)

委員同士で意見交換を実施する。

(2) 面接審査

① プレゼンテーション (15分)

団体は、自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画について、応募書類に基づき説明を行う。

時間厳守とし、時間になれば強制終了とする。

② 質疑応答 (20分程度)

各応募書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行う。

③ 意見交換 (10分程度)

委員同士で意見交換を実施する。

(3) 採点

書類審査及び面接審査を踏まえ、総合評価により採点する。

5 応募団体の面接出席者について

(1) 応募団体の代表者又は責任ある役職者に出席を依頼する。

(2) 応募団体の面接出席者は5名以内とする。

(3) 応募団体から事前に出席者についての報告を求める。

※ 報告内容：団体名、氏名、役職、所属、連絡先

(4) 上記の各項目については、面接参加団体が共同企業体等の場合も同様とする。